建 設 工 事 請 負 契 約 書

１　工 事 名

　２　工事場所　鹿屋市

　３　工　　期　　　　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日間

　　　　　　　　　　　　年　　月　　日まで

　４　請負代金額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

注　「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第１項、第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。

【（　）の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。】

　５　契約保証金

　６　解体工事に要する費用等

　　注　建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、(１)分別解体等の方法、(２)解体工事に要する費用、(３)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(４)再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

　７　住宅建設瑕疵担保責任保険

　　注　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第２条第４項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(１)保険法人の名称、(２)保険金額、(３)保険期間についてそれぞれ記入する。この場合において、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、協同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を受注者に交付し、説明しなければならない。

　上記の工事について、鹿屋市（以下「発注者」という。）と　　　　　　　　（以下「受注者」という。）とは、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

　　　　　　　　　　年　　月　　日

 発注者 鹿屋市共栄町20番１号

　　 　 鹿屋市

　 　　 代表者　鹿屋市長

受注者　住　　　　所

 商号又は名称

代表者職氏名　　　　 　　　　　 印

建設業法許可番号（　　　　）第　　　号

鹿屋市建設工事請負工事契約約款

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、頭書の工事の請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

２　この契約に関し、設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については受注者が定めることができる。

（工事用地の確保等）

第２条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

２　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復又は取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

５　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（関連工事の調整）

第３条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（工事着手届、工程表及び請負代金内訳書）

第４条　受注者は、この契約締結後７日以内に、工事着手届（別記第１号様式）及び設計図書に基づいて工程表（別記第２号様式）を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　受注者は、発注者が請負代金内訳書の提出を求めたときは、これに応じなければならない。この場合において、請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

３　工程表及び請負代金内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第５条　この契約に要する保証については、第５条の　に定めるところによるものとし、第５条の　及び第５条の　の規定は適用しない。

第５条の２　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(１)　契約保証金の納付

(２)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(３)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証

(４)　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(５)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の１以上としなければならない。

４　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第49条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

６　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の１に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

第５条の３　受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

２　前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の３以上としなければならない。

３　第１項の規定により受注者が付す保証は、第49条第３項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。

４　請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の３に達するまで、発注者は保証金額の増額を請求することができ、受注者は保証金額の減額を請求することができる。

第５条の４　受注者は、この契約の保証を要しない。

（権利義務の譲渡等）

第６条　受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合には、この限りでない。

２　受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第２項の規定による検査に合格したもの及び第33条第２項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第７条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人の通知）

第８条　発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第８条の２　受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

(１)　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(２)　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(３)　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

２　前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

３　受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の１に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（特許権等の使用）

第９条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第10条　発注者は、監督員を定めたときは、監督員選任（変更）通知書（別記第３号様式）によりその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(１)　契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(２)　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾

(３)　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　発注者は、２人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときは当該委任した権限の内容を、工事打合せ簿（別記第４号様式）により受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として工事打合せ簿によりこれを行わなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）

第11条　受注者は、現場代理人並びに工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者（建設業法第26条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定め、現場代理人等選任（変更）通知書（別記第５号様式）によりその氏名を発注者に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者等又は専門技術者を変更したときも同様とする。

２　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、この契約に基づく受注者の一切の権限（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

３　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

４　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を工事打合せ簿により発注者に通知しなければならない。

５　現場代理人、主任技術者等及び専門技術者はこれを兼ねることができる。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条　発注者又は監督員は、現場代理人、主任技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した工事打合せ簿により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

２　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受理した日から10日以内に工事打合せ簿により発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した工事打合せ簿により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

４　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受理した日から10日以内に工事打合せ簿により受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条　工事材料につき、設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

２　受注者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

３　監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

４　第２項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

５　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

６　受注者は、前項の規定にかかわらず検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

２　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

３　受注者は、前２項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

４　監督員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

５　前項の規定にかかわらず、監督員が正当な理由なく受注者の求めに遅滞なく応じず、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、工事打合せ簿により監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第15条　発注者から受注者へ支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　発注者又は監督員は、支給材料又は貸与品を受注者の立会いの上、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果その品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、遅滞なく工事打合せ簿によりその旨を発注者又は監督員に通知しなければならない。

３　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

４　発注者は、受注者から第２項後段の規定による通知（監督員に対する通知を含む。）を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は第６項の規定により支給材料若しくは貸与品の品質、数量等の変更を行わなければならない。

５　発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者に対してその旨を明らかにした工事打合せ簿により当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第18条第１項後段、第２項及び第３項の規定を準用する。

６　発注者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第18条第１項後段、第２項及び第３項の規定を準用する。

７　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

８　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに工事打合せ簿によりその旨を監督員に通知しなければならない。この場合においては、第４項及び第５項の規定を準用する。

９　受注者は、工事の完成、工事内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を設計図書で定めるところにより、発注者に返還しなければならない。

10　受注者は、自己の故意又は過失により支給材料若しくは貸与品が滅失し、毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

11　受注者は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等）

第16条　受注者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等発注者の責めに帰すべき理由によるときは、第18条第１項後段、第２項及び第３項の規定を準用する。

２　発注者又は監督員は、受注者が第13条第２項若しくは第14条第１項から第３項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合においては、当該検査及び復旧に要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第17条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに工事打合せ簿により、その旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

(１)　設計図書と工事現場の状況とが一致しないこと。

(２)　設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤り又は脱漏があることを含む。）。

(３)　工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。

(４)　設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

２　監督員は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を受注者に通知しなければならない。

３　第１項の事実が発注者と受注者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。

(１)　第１項第１号、第３号又は第４号に該当し工事内容を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの　発注者が行う。

(２)　第１項第１号、第３号又は第４号に該当し工事内容を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの　発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

(３)　第１項第２号に該当し、設計図書を訂正する必要があるもの　発注者が行う。

４　前項の規定により、工事内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合においては、次条第１項後段及び第２項の規定を準用する。

５　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以前に発注者に通知して工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。ただし、発注者がその期間内に合意、変更訂正又は協議に係る決定を行わないことにつきやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(１)　第１項の規定による確認を求めた後20日以内に確認についての合意が成立しないとき。

(２)　第２項の規定による確認についての合意が成立した後、発注者が20日以内に工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わないとき。

(３)　前項において準用する次条第２項の規定による協議を申し出た後20日以内に協議が整わないとき。

（工事の変更、中止等）

第18条　発注者は、必要があると認めるときは、変更指示書（別記第６号様式）により受注者に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第３項に定めるところにより工期若しくは請負代金額を変更し、又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

２　工期又は請負代金額の変更は、発注者と受注者とが協議して定める。

３　発注者は、第１項の場合において、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

４　工事用地等の確保ができない等のため若しくは強風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は第１項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第19条　受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により、工期内に工事を完成することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした工事打合せ簿により工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して工事打合せ簿に定めなければならない。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第20条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、受注者に対して工事打合せ簿により工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者とが協議して工事打合せ簿に定めなければならない。

２　前項の場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更しなければならない。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第21条　発注者又は受注者は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して工事打合せ簿により請負代金額の変更を請求することができる。

２　前項の規定による請求は、この契約締結の日から12月を経過した後でなければこれを行うことができない。

３　発注者又は受注者は、第１項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

４　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

５　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、第２項中「この契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

６　特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ請負代金額が不適当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、協議により請負代金額を適当な額に変更することを求めることができる。

７　前項の特別な要因及び主要な工事材料並びに前項の適当な額の算定の方法は、設計図書で定める。

８　工期内に、インフレーションその他の予期することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、前各項の規定にかかわらず、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更するものとする。

（臨機の措置）

第22条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。

３　監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（一般的損害）

第23条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第25条第１項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第24条　工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、発注者がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。

２　前項に定めるもののほか、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第25条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第51条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を工事打合せ簿により受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して工事打合せ簿により損害による費用の負担を求めることができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第13条第２項、第14条第１項若しくは第２項又は第33条第２項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち、請負代金額の100分の１を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

５　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、発注者と受注者とが協議して定める。

(１)　工事目的物に関する損害　損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(２)　工事材料に関する損害　損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(３)　仮設物又は建設機械器具に関する損害　損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える工事内容の変更）

第26条　発注者は、第９条、第15条から第18条まで、第20条から第23条まで、前条又は第29条の規定により、請負代金額を増額すべき場合（費用を負担すべき場合を含む。）において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて工事内容を変更することができる。この場合において、変更すべき工事内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

（検査及び引渡し）

第27条　受注者は、工事が完成したときは、その旨を工事完成届（別記第７号様式）により発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に、受注者の立会いのもとに、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。ただし、発注者はやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得て、21日以内に検査を完了することができる。

３　発注者は、前項の規定による検査を完了したときは、当該検査の結果を検査調書により受注者に通知しなければならない。

４　発注者は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物引渡書（別記第８号様式）により引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に当該工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は直ちにその引渡しをしなければならない。

６　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第28条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者が、その責めに帰すべき理由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第29条　発注者は、第27条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の工事打合せ簿による同意を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定による使用により、受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（前金払及び中間前金払）

第30条　受注者は、請負代金額が400万円以上の契約について、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して請負代金額の10分の４以内の前払金の支払を請求することができる。

２　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

３　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。

４　受注者は、前項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して請負代金額の10分の２以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。第２項及び前項の規定は、この場合について準用する。

５　受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

６　工事内容の変更その他の理由により著しく請負代金額を増額した場合においては、受注者はその増額後の請負代金額の10分の４（第４項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の６）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第３項の規定を準用する。

７　工事内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の５（第４項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の６）を超えるときは、受注者は、その減額のあった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

８　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から起算して14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

９　発注者は、受注者が第７項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて得た額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第31条　受注者は、前条第６項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、第１項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

４　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第32条　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第33条　受注者は、工事の完成前に、工事の出来形部分及び工事現場に搬入した工事材料（製造工場等にある工場製品を含み、監督員の検査を要するものにあっては、当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の９以内の額について、次項から第５項までに定めるところにより、部分払を請求することができる。ただし、請求回数については、発注者と受注者とが協議して定める。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料（又は製造工場等にある工場製品）の確認を発注者に求めなければならない。この場合においては、発注者は遅滞なくその確認を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第１項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。

部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×（９／10－前払金額／請負代金額）

４　受注者は、第２項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求があったときは、その日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

５　前項の規定により、部分払金の支払があった後、受注者が再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び第３項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第34条　工事目的物に、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において当該部分の工事が完了したとき、第27条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、同条第５項及び第28条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（第三者による代理受領）

第35条　受注者は、発注者の承諾を得て、請負代金の全部又は一部の受領につき第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第28条（前条において準用する場合を含む。）又は第33条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する受注者の工事中止）

第36条　受注者は、発注者が第30条、第33条又は第34条において準用される第28条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、遅滞なくその理由を明示した工事打合せ簿によりその旨を発注者に通知しなければならない。

２　第18条第３項の規定は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合について準用する。

（契約不適合責任）

第37条　発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(１)　履行の追完が不能であるとき。

(２)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(３)　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(４)　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第38条　発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第27条第４項又は第５項（第34条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

７　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

８　発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに工事打合せ簿により受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

９　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第39条　発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、受注者から損害金を徴収して工期を延長することができる。

２　前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて得た額とする。

３　発注者の責めに帰すべき理由により、第28条第２項（第34条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて得た額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第40条　第５条の３第１項の規定の適用によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第42条各号又は第43条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

２　受注者は、前項の規定により保証人が選定し、発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(１)　請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(２)　工事完成債務

(３)　契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(４)　解除権

(５)　その他この契約に係る一切の権利及び業務（第24条第２項の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３　発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４　第１項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として消滅する。

（発注者の任意解除権）

第41条　発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第43条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第42条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(１)　第６条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(２)　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(３)　工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(４)　正当な理由なく、第37条第１項の履行の追完がなされないとき。

(５)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第43条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(１)　第６条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(２)　第６条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(３)　この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(４)　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(５)　受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(６)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(７)　契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(８)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(９)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10)　第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第44条　第42条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第45条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の解除権）

第46条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(１)　第17条第５項の規定により工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、工事を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。

(２)　第18条第１項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

(３)　第18条第１項の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の５（工期の10分の５が６月を超えるときは６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(４)　発注者がこの契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能となったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第47条　第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第48条　発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　第１項の場合において、第30条（第55条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第33条及び第56条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第42条、第43条又は次条第３項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法の率を乗じて得た額の利息を付した額を、解除が第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

４　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

６　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて発注者に明け渡さなければならない。

７　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

８　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者の講ずべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条、第43条又は次条第３項の規定によるときは発注者が定め、第41条、第45条又は第46条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者の講ずべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

９　工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第49条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(１)　工期内に工事を完成することができないとき。

(２)　この工事目的物に契約不適合があるとき。

(３)　第42条又は第43条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(４)　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(１)　第42条又は第43条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(２)　工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(１)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(２)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(３)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて得た額とする。

６　第２項の場合（第43条第９号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第５条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第50条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(１)　第45条又は第46条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(２)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第28条第２項（第34条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて得た額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（火災保険等）

第51条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等を設計図書で定めるところにより、火災保険その他の保険に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく発注者に提示しなければならない。

３　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（紛争の解決）

第52条　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による鹿児島県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

第53条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が審査会のあっせん又は調停により紛争が解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第54条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 円 |
| 年度 | 円 |
| 年度 | 円 |

２　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 円 |
| 年度 | 円 |
| 年度 | 円 |

３　発注者は、予算上の都合その他必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）

第55条　債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第30条第１項中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第31条第２項中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第33条第１項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

２　前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第30条第１項、第４項及び第６項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

３　第１項の場合において、契約会計年度分に翌会計年度の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、第１項の規定による読替え後の第30条第１項、第４項及び第６項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分（　　　　　　　　円以内）を含めて前払金及び中間前払金の支払を請求することができる。

４　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第１項の規定による読替え後の第30条第１項、第４項及び第６項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

５　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。

　（情報通信の技術を利用する方法）

第56条　この契約書において書面及び工事打合せ簿により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第57条　債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

２　この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第33条第３項及び第５項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦請負代金相当額×９／10－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度分の部分払金額）－｛請負代金相当額－（前年度までの出来高予定額＋出来高超過額）｝×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

３　各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 回 |
| 年度 | 回 |
| 年度 | 回 |

（著しく短い工期の禁止）

第58条　発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（相殺）

第59条　発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する

保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

２　前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

３　第１項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

（その他）

第60条　この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、必要に応じて特約条項を定める。

２　この契約書に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定める。